

都留市公告第 50 号

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和7年12月9日

都留市長 日向 美徳



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理 番号		所在・地番	林班	地目	面積 (ha)	経営管理権の 存続期間	備考
R7 第09号	1	都留市大幡 字沼ノ沢 4705-1	80	山林	0.1487	令和7年12月9日 ～ 令和13年3月31日	

2 縦覧場所

都留市産業課、都留市ホームページ

3 本公告により、都留市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。